

協議第33号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成15年10月27日提出

本荘由利一市七町合併協議会
会長 本荘市長 柳田 弘

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

- (1) 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。
- (2) 新市の議会議員の定数は、30人とする。

平成 年 月 日確認

本荘由利一市七町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	議会の議員の定数及び任期の取扱い
関 連 項 目	議会議員定数 任期満了日

調整内容	<p>(1) 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 1 7 年 1 0 月 3 1 日まで引き続き新市の議会議員として在任する。</p> <p>(2) 新市の議会議員の定数は、3 0 人とする。</p>
------	---

各 市 町 の 現 況 (平成 1 5 年 1 0 月 1 日現在)				
項 目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
現在の 議員定数	2 4 人	1 6 人	1 6 人	1 6 人 (平成 1 5 年 1 月 1 日以降の 選挙から 1 4 名に改正)
任期満了日	平成 1 9 年 4 月 2 9 日	平成 1 9 年 4 月 2 9 日	平成 1 6 年 7 月 2 7 日	平成 1 5 年 1 2 月 7 日

各 市 町 の 現 況 (平成15年10月1日現在)				
項 目	大 内 町	東 由 利 町	西 目 町	鳥 海 町
現在の 議員定数	18人 (平成15年1月1日以降の 選挙から16名に改正)	14人	14人	16人
任期満了日	平成17年9月29日	平成16年7月22日	平成19年4月30日	平成16年3月30日

【一市七町の合計】	・現在の議員定数の合計	134人
	・平成17年3月の議員定数の合計	132人

議会議員の定数特例・在任特例の概要（新設合併の場合）

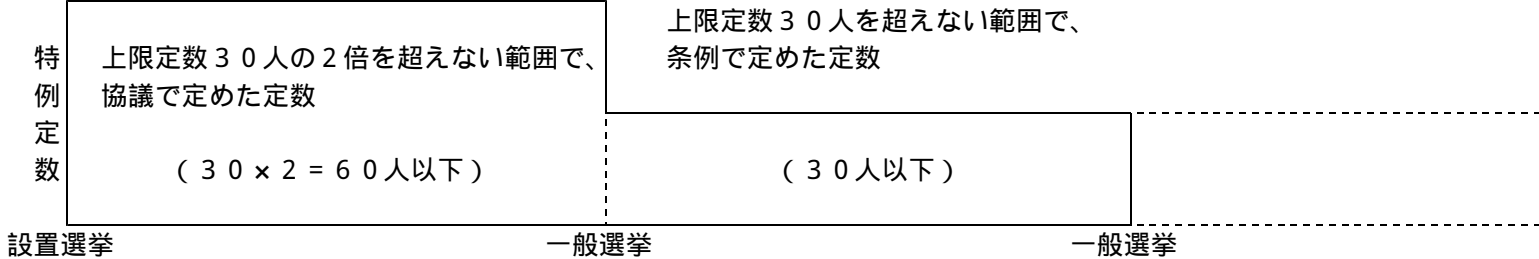
1 定数特例（合併特例法第6条第1項）

設置選挙の際に、法定定数の2倍を超えない範囲まで定数を増加することができる。

1市7町の人口（平成12年国勢調査）92,843人

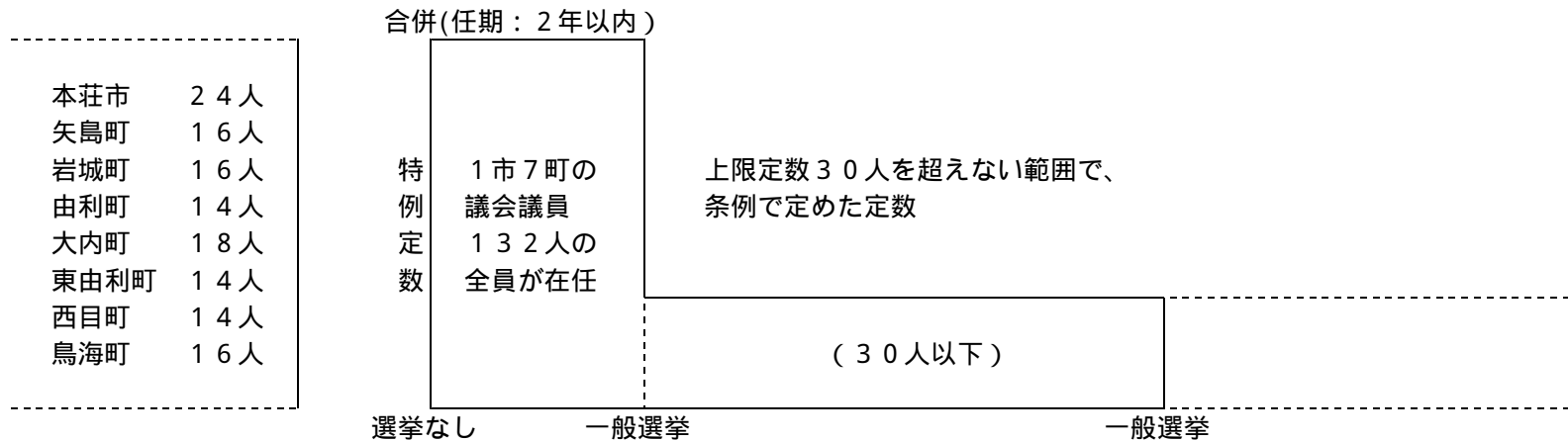
地方自治法第91条の上限定数 30人

合併（任期：4年）



2 在任特例（合併特例法第7条第1項第1号）

旧市町村の議員は、合併後2年を超えない範囲に限り、新市町村の議員として在任できる。



《議会議員の定数及び任期の取扱いに関する参考法令》

地方自治法

（市町村議会の議員の定数）

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

六 人口5万人以上10万人未満の市 30人

（第一号から第五号及び第七号から第十一号は記載省略）

（第3項から第6項は記載省略）

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

（任期）

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

（人口の定義）

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

市町村の合併の特例に関する法律

（議会の議員の定数に関する特例）

第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

(議会の議員の在任に関する特例)

第 7 条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第 91 条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第 3 項において準用する前条第 5 項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

1 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後 2 年を超えない範囲で当該協議で定める期間

公職選挙法

(選挙の単位)

第 12 条 (第 1 項、第 2 項、第 3 項は記載省略)

4 市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあつては、各選挙区において、選挙区がない場合にあつてはその市町村の区域において、選挙する。

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第 15 条 (第 1 項 ~ 第 5 項、第 7 項、第 9 項は記載省略)

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市 (以下「指定都市」という。) については、区の区域をもって選挙区とする。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第 33 条 (第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項は記載省略)

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第 7 条第 6 項の告示による当該市町村の設置の日から 50 日以内に行う。

公職選挙法施行令

(人口に比例しない議員の定数)

第 9 条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

